

## アテネパラリンピック推薦選手等選考委員会規定

- 1、アテネパラリンピックへ推薦をする選手等について審議、決定するため、アテネパラリンピック推薦選手等選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 2、委員会に、次の委員を置く。
  - 委員長 1名
  - 副委員長 1名
  - 委員 8名以内
  - (2) 委員長には、技術委員会委員長が就任する。
  - (3) 副委員長には、クラス分け委員会委員長が就任する。
  - (4) 委員は、次に該当する者から選出し、常任理事会に諮り、会長が委嘱する。
    - 理事
    - 技術委員会委員
    - クラス分け委員会委員
    - 医師など学識経験者（当連盟所属者以外を含む）
- 3、任期  
委員の任期は選考に必要な期間とする。
- 4、会議  
委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集して、その議長となる。
  - (2) 委員会は、委員会構成委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表明した者は、出席者とみなす。
  - (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5、参考人等の出席  
技術委員会選手強化担当は、会議に出席して意見を述べることができる。
  - (2) 委員長が必要と認めたときは会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6、選考基準  
日本パラリンピック委員会などの方針にそって当委員会が定め、事前に開示する。
- 7、不服申し立て  
推薦選手等発表後、2週間以内に団体登録責任者などを經由して、当事者本人より推薦選手等選考結果に対する不服申し立てがあったときは、理事会内に不服審査会を設

置し、審査する。

- (2) 前項の審査会の構成は会長が指名する当委員会委員以外の理事等3名で構成する。
- (3) 不服審査会はその審査内容を会長に報告し会長は理事会に報告する。不服申し立てに対する最終決定は会長が理事会の決定に基づいて行う。なお、急を要する時は、書面により理事の賛否を問いその結果を理事会の決定とすることができる。
- (4) 不服審査会には、当事者本人、親権者、団体登録責任者が出席し、意見を述べることができる。
- (5) 不服申し立てをする者は理由を書いた書面と審査費用3万円を添えて会長あてに提出しなければならない。不服申し立てが認められた場合に審査費用は返還される。

8、本規定は理事会の決議により変更することができる。

付則

本規定は平成15年12月1日から施行実施する。

付則

平成16年2月21日一部改定施行実施。

平成15年10月3日理事会決定

平成16年2月21日理事会決定